

人・まち・キャンパス連携支援事業(市町村学生等受入施設整備支援)
補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、大学等(大学院及び短期大学を含む。以下同じ。)が市町村(京都府内市町村。以下同じ。)及び企業・団体等(京都府内で事業を行うものに限る。以下同じ。)と連携し、当該市町村をフィールドとして取り組む大学等の授業や研究活動等のプロジェクトを支援することにより、京都府内全体をキャンパス化するとともに、市町村や企業・団体等と結びつけた教育環境を整えることにより、大学等の魅力の更なる向上と京都府に愛着を持って地域課題の解決や府内産業に貢献する人材育成に取り組むことを目的として実施する「人・まち・キャンパス連携支援事業(市町村学生等受入施設整備支援)」に要する経費に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、「人・まち・キャンパス連携支援事業(大学・地域連携プロジェクト)」の補助対象大学等と連携して同事業に取り組む市町村とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、第1条に定める趣旨に沿って行われる市町村による学生等受入施設の施設・設備の整備とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費として次に掲げる経費とする。

- (1) 購入費
- (2) 工事費
- (3) 改修費
- (4) その他知事が必要と認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の限度額は、100万円とする。

(事前着手)

第6条 市町村は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施しようとする

場合において、別に定める事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

(交付申請)

第7条 規則第5条に規定する交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 規則第9条の規定による変更の承認申請書は、別記第2号様式によるものとする。

(状況報告)

第9条 市町村は、知事が必要と認めて指示したときは、別記第3号様式により事業の遂行状況報告書を作成し、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(書類の整備)

第11条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分)

第12条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とし、規則第19条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が50万円以上のものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度分の補助金から適用する。